

施設管理者の皆様へ

兵庫ゆずりあい駐車場 登録にご協力をお願いします



譲りあい感謝マーク

兵庫ゆずりあい駐車場のポイント

- 1 障害のある方などのための駐車スペースを利用できる方が明確になります。
- 2 障害のある方などのための駐車スペースの適正利用への理解が深まります。
- 3 利用者にやさしい施設であることをアピールできます。

兵庫ゆずりあい駐車場制度とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置している、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度です。

【利用証の交付対象者は】

障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで「歩行が困難な方」です。

【創設の背景】

- 障害のある方などのための駐車スペースに対象でない方が駐車し、そのスペースを本当に必要とする方が利用できない。
- 内部障害者や妊婦など、外見からは歩行が困難なことがわかりにくい方が使いづらい。

登録について

兵庫ゆずりあい駐車制度の趣旨をご理解いただき、兵庫県へのご登録をお願いします。

★登録の様式は兵庫県のホームページからダウンロードできます。

【ご登録いただく時】

- ① 駐車スペースに掲示するための案内標示・コーンを提供します。
- ② 県のホームページに施設名を掲載します。

【お願いしたいこと】

登録いただいた駐車スペースに「兵庫ゆずりあい駐車場」案内標示・コーン（県提供）の設置をお願いします。

※ なお、他府県で交付されました同様制度の利用証を提示された方も、兵庫ゆずりあい駐車場の利用対象者となります。（他府県の同様制度の利用証は県ホームページに掲載しています。）

【お問い合わせ・登録先（登録申出書は、裏面をご覧ください）】

兵庫県健康福祉部障害福祉局 障害者支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp

HP <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



【案内標示】



【利用証】



【駐車場での設置例】

兵庫ゆずりあい駐車場制度協力駐車場登録申出書

年 月 日

兵庫県知事 様

所在地：〒

会社・団体名：

代表者職・氏名：

連絡先	所属	
	職・氏名	
	電話/FAX	/

兵庫ゆずりあい駐車場制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおりゆずりあい駐車場の登録を申し出ます。

なお、登録された駐車場については、2に掲げる事項に協力します。

1 協力駐車場

施設		車いす使用者用駐車区画 (3.5m以上)	プラスワン 駐車区画 (2.5m以上)	その他の希望資材		
				ステッカー (A3)	ポスター (A2)	チラシ (A4)
名称		箇所	箇所	枚	枚	枚
所在地						
用途						
名称		箇所	箇所	枚	枚	枚
所在地						
用途						
名称		箇所	箇所	枚	枚	枚
所在地						
用途						
名称		箇所	箇所	枚	枚	枚
所在地						
用途						

注) 1 「用途」の欄には、ショッピングセンター、病院、ホテル等施設の用途を具体的に記入してください。

2 駐車区画箇所数分の兵庫ゆずりあい駐車場標示用セット（カラーコーン、コーンベット、カラーコーンカバー）を送付します。

3 「その他の希望資材」の欄には、希望する資材の数を記入してください。

2 協力する事項

(1) 知事が定めた案内標示を掲示します。

(2) 案内標示をした駐車区画には障害物を置かないなど、適切に管理します。